

定第2号(境)	定第3号(宮崎)
あじ、さば定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業
4月1日から8月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡朝日町地先	富山県下新川郡朝日町地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第100-2号から第102-2号の見透線を基準として 288度23分 イ 同 297度59分 ウ 同 287度01分 エ 同 280度11分	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第108-2号から第110-2号の見透線を基準として 124度34分 イ 同 144度24分 ウ 同 102度25分 エ 同 106度56分
なし	なし
富山県下新川郡朝日町	富山県下新川郡朝日町

<p>定第 4 号 (目合又)</p>	<p>定第 5 号 (旧和合)</p>
<p>ぶり、さば定置漁業</p>	<p>あじ、さば、ぶり定置漁業</p>
<p>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>	<p>1 月 1 日から 12 月 31 日まで</p>
<p>富山県下新川郡入善町地先</p>	<p>富山県下新川郡入善町地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ 4 直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 175-3 号から第 77-2 号の見透線を基準として 282 度 36 分 56 秒 753.996 メートルの点</p> <p>イ 同 270 度 12 分 17 秒 243.755 メートルの点</p> <p>ウ 同 227 度 17 分 19 秒 294.122 メートルの点</p> <p>エ 同 241 度 22 分 21 秒 768.778 メートルの点</p> <p>なし</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ 4 直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 175-3 号から第 77-2 号の見透線を基準として 274 度 37 分 12 秒 1,257.924 メートルの点</p> <p>イ 同 282 度 36 分 56 秒 753.996 メートルの点</p> <p>ウ 同 241 度 22 分 21 秒 768.778 メートルの点</p> <p>エ 同 244 度 19 分 28 秒 1,233.245 メートルの点</p> <p>なし</p>
<p>富山県下新川郡入善町</p>	<p>富山県下新川郡入善町</p>

定第6号(川中)	定第7号(鷹野)
あじ、さば、ぶり定置漁業	あじ、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県下新川郡入善町地先	富山県黒部市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第129-2号から第127号の見透線を基準として 299度21分	ア 測量標第141-2号から第140-2号の見透線を基準として 307度06分
イ 同 304度01分	イ 同 336度20分
ウ 同 311度25分	ウ 同 301度22分
エ 同 284度28分	エ 同 280度31分
オ 同 271度30分	
なし	なし
富山県下新川郡入善町	富山県黒部市立野、新町及び浜石田

<p>定第 8 号 (大島)</p>	<p>定第 9 号 (藤吉)</p>
<p>あじ、さば定置漁業</p>	<p>ぶり定置漁業</p>
<p>3 月 1 日から 7 月 31 日まで</p>	<p>9 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</p>
<p>富山県魚津市地先</p>	<p>富山県魚津市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ 3 直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 143 号から第 142 号の見透線を基準として 265 度 50 分 イ 同 224 度 32 分 ウ 同 234 度 44 分 859 メートルの点 649 メートルの点 258 メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ 4 直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 147 号から第 145 号の見透線を基準として 315 度 55 分 イ 同 347 度 08 分 ウ 同 330 度 35 分 エ 同 292 度 07 分 1,223 メートルの点 731 メートルの点 497 メートルの点 980 メートルの点</p>
<p>漁業調整のため次のエ及びオの点を結ぶ正線から北側に漁具を敷設してはならない。 エ 測量標第 143 号から第 142 号の見透線を基準として 255 度 14 分 オ 同 257 度 32 分 685 メートルの点 471 メートルの点</p>	<p>なし</p>
<p>富山県魚津市</p>	<p>富山県魚津市</p>

定第10号(ガケノ当)	定第11号(高峰)
あじ、さば定置漁業	ぶり定置漁業
4月1日から8月31日まで	9月1日から翌年3月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 147号から第 145号の見透線を基準として	ア 測量標第 148号から第 147号の見透線を基準として
イ 同 287度23分	イ 同 262度35分
ウ 同 267度54分	ウ 同 253度34分
エ 同 247度00分	エ 同 205度47分
	エ 同 266度03分
エ 同 266度03分	エ 同 222度33分
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

<p>定第12号 (杉の端) あじ、さば定置漁業 3月15日から11月20日まで 富山県魚津市地先</p>	<p>定第13号 (沖住吉) ぶり定置漁業 9月1日から翌年3月20日まで 富山県魚津市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 149-2号から第 150-2号の見透線を基準として73度24分 イ 同14度11分 ウ 同48度10分</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 71度05分 イ 同 338度40分 ウ 同 353度22分 エ 同 41度42分</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県魚津市</p>	<p>富山県魚津市</p>

定第14号 (鴻津一番)	定第15号 (イゴ場)
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月21日から8月31日まで	3月21日から8月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分	ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 33度25分
イ 同34度35分	イ 同 351度07分
ウ 同32度20分	ウ 同 351度16分
エ 同50度04分	エ 同 24度45分
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

<p>定第16号 (川原中)</p>	<p>定第17号 (堂形)</p>
<p>ほたるいか定置漁業</p>	<p>ほたるいか定置漁業</p>
<p>3月21日から8月31日まで</p>	<p>3月13日から8月31日まで</p>
<p>富山県魚津市地先</p>	<p>富山県滑川市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として イ 13度39分 758メートルの点 ウ 同 349度15分 826メートルの点 エ 同 350度03分 845メートルの点 エ 同 11度12分 892メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として イ 110度21分 673メートルの点 ウ 同 138度08分 183メートルの点 エ 同 127度13分 162メートルの点 エ 同 96度12分 653メートルの点</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県魚津市</p>	<p>富山県魚津市</p>

定第18号（一本松）	定第19号（沖の網）
ほたるいか定置漁業	ぶり定置漁業
3月13日から8月31日まで	9月1日から翌年3月12日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 107度10分	ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 113度28分
イ 同 110度35分	イ 同 75度57分
ウ 同 107度49分	ウ 同 32度40分
エ 同 96度33分	エ 同 67度38分
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

<p>定第20号 (吉浦)</p> <p>はたるいか定置漁業</p> <p>3月21日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 71度31分 928メートルの点</p> <p>イ 同54度24分 449メートルの点</p> <p>ウ 同51度19分 463メートルの点</p> <p>エ 同62度29分 965メートルの点</p> <p>なし</p>	<p>定第21号 (表当)</p> <p>はたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県滑川市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 158号から第 157号の見透線を基準として 295度16分 905メートルの点</p> <p>イ 同 316度12分 505メートルの点</p> <p>ウ 同 313度25分 476メートルの点</p> <p>エ 同 281度52分 761メートルの点</p> <p>なし</p>
<p>富山県魚津市</p>	<p>富山県魚津市</p>

定第22号 (鉄砲)	定第23号 (青掛)
はたるいか定置漁業	はたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 68度01分	ア 測量標第 158号から第 159号の見透線を基準として 75度41分
イ 同55度52分	イ 同42度22分
ウ 同53度49分	ウ 同40度36分
エ 同60度09分	エ 同65度33分
なし	なし
富山県魚津市	富山県魚津市

<p>定第24号 (深栗)</p>	<p>定第25号 (脇詰)</p>
<p>いわし定置漁業</p>	<p>ほたるいか定置漁業</p>
<p>3月1日から8月31日まで</p>	<p>3月1日から8月31日まで</p>
<p>富山県滑川市地先</p>	<p>富山県滑川市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 159号から第 160-2号の見透線を基準として 79度54分 イ 同56度47分 ウ 同54度12分 エ 同69度27分</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 162-2号から第 164号の見透線を基準として 58度37分 イ 同28度35分 ウ 同27度16分 エ 同50度12分</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県魚津市</p>	<p>富山県滑川市</p>

定第26号 (小村崎)	定第27号 (中村崎)
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 322度49分	ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 315度33分
イ 同 338度14分	イ 同 322度02分
ウ 同 336度29分	ウ 同 319度59分
エ 同 316度23分	エ 同 308度37分
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

定第28号 (神松原)	定第29号 (五社)
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県滑川市地先	富山県滑川市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 164号から第 162-2号の見透線を基準として 303度18分 637メートルの点	ア 測量標第 164号から第56号の見透線を基準として 76度25分 1,107メートルの点
イ 同 312度36分 300メートルの点	イ 同64度45分 642メートルの点
ウ 同 306度47分 287メートルの点	ウ 同62度06分 655メートルの点
エ 同 289度36分 609メートルの点	エ 同69度23分 1,140メートルの点
なし	なし
富山県滑川市	富山県滑川市

<p>定第30号 (大恵比須)</p>	<p>定第31号 (筒高)</p>
<p>かつお定置漁業</p>	<p>ほたるいか定置漁業</p>
<p>9月1日から翌年2月末日まで</p>	<p>3月1日から8月31日まで</p>
<p>富山県滑川市地先</p>	<p>富山県滑川市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第164号から第56号の見透線を基準として 100度24分 1,765メートルの点 イ 同 61度13分 340メートルの点 ウ 同 28度45分 570メートルの点 エ 同 64度02分 1,720メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第56号から第164号の見透線を基準として 274度55分 834メートルの点 イ 同 259度23分 536メートルの点 ウ 同 256度37分 553メートルの点 エ 同 266度18分 876メートルの点</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県滑川市</p>	<p>富山県滑川市</p>

<p>定第32号 (沖筒高)</p>	<p>定第33号 (土用)</p>
<p>はたるいか定置漁業</p>	<p>いわし定置漁業</p>
<p>3月1日から8月31日まで</p>	<p>9月1日から翌年2月末日まで</p>
<p>富山県滑川市地先</p>	<p>富山県富山市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第56号から第164号の見透線を基準として 279度48分 1,134メートルの点 イ 同 278度04分 810メートルの点 ウ 同 276度21分 809メートルの点 エ 同 274度08分 1,124メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域 ア 測量標第167-2号から第56号の見透線を基準として 287度23分 752メートルの点 イ 同 288度57分 670メートルの点 ウ 同 295度48分 698メートルの点 エ 同 308度21分 444メートルの点 オ 同 284度15分 367メートルの点 カ 同 273度50分 710メートルの点</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県滑川市</p>	<p>富山県滑川市</p>

定第34号（八源）	定第35号（外釣鐘）
ほたるいか定置漁業	ほたるいか定置漁業
3月1日から8月31日まで	3月1日から8月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 167-2号から第56号の見透線を基準として 281度49分	ア 測量標第 168-2号から第3-2号の見透線を基準として 278度32分
イ 同 286度02分	イ 同 290度46分
ウ 同 281度35分	ウ 同 286度49分
エ 同 272度58分	エ 同 269度38分
漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。	(1) 漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷設しなければならない。 (2) 昭和57年漁期に敷設された磯垣網の末端から60メートル短縮して垣網を設置しなければならない。
富山県滑川市	富山県滑川市

<p>定第36号 (釣鐘)</p> <p>ぶり定置漁業</p> <p>9月1日から翌年2月末日まで</p> <p>富山県富山市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 168—2号から第3—2号の見透線を基準として 283度42分 1,460メートルの点</p> <p>イ 同 304度46分 639メートルの点</p> <p>ウ 同 288度00分 507メートルの点</p> <p>エ 同 258度46分 1,329メートルの点</p> <p>なし</p>	<p>定第37号 (恵比須岸網)</p> <p>ほたるいか定置漁業</p> <p>3月1日から8月31日まで</p> <p>富山県富山市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 169—2号から第 168—2号の見透線を基準として 288度13分 965メートルの点</p> <p>イ 同 303度10分 603メートルの点</p> <p>ウ 同 288度25分 539メートルの点</p> <p>エ 同 275度39分 931メートルの点</p> <p>なし</p>
<p>富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚舁</p>	<p>富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚舁</p>

<p>定第38号 (恵比須沖網)</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から9月30日まで</p> <p>富山県富山市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 169—2号から第 168—2号の見透線を基準として 277度29分 1,440メートルの点</p> <p>イ 同 274度19分 796メートルの点</p> <p>ウ 同 269度10分 803メートルの点</p> <p>エ 同 267度45分 1,471メートルの点</p> <p>なし</p>	<p>定第39号 (天念坊)</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県富山市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 182号から第 183号の見透線を基準として 82度08分 1,825メートルの点</p> <p>イ 同68度06分 1,073メートルの点</p> <p>ウ 同63度15分 1,118メートルの点</p> <p>エ 同67度00分 1,968メートルの点</p> <p>なし</p>
<p>富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬</p>	<p>富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬</p>

<p>定第40号 (深曳)</p>	<p>定第41号 (天神前網)</p>
<p>ぶり定置漁業</p>	<p>いわし定置漁業</p>
<p>9月1日から翌年3月20日まで</p>	<p>3月21日から8月20日まで</p>
<p>富山県富山市地先</p>	<p>富山県富山市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として 100度51分 2,848メートルの点 イ 同 53度36分 793メートルの点 ウ 同 40度09分 1,017メートルの点 エ 同 55度53分 2,762メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第49-2号から第188-2号の見透線を基準として 82度19分 2,701メートルの点 イ 同66度43分 1,869メートルの点 ウ 同63度46分 1,963メートルの点 エ 同75度59分 2,881メートルの点</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬菟浦町、岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通</p>	<p>富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬菟浦町、岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通</p>

定第42号(深曳小網)	定第43号(和倉)
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	10月1日から翌年7月31日まで
富山県富山市地先	富山県富山市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第49-2号から第188-2号から第1号の見透線を基準として	ア 測量標第200号から第203号の見透線を基準として
イ 54度25分 2,371メートルの点	イ 115度33分 2,278メートルの点
ウ 同53度57分 2,266メートルの点	ウ 同117度38分 1,532メートルの点
エ 同35度20分 1,799メートルの点	エ 同113度03分 1,515メートルの点
オ 同32度51分 1,951メートルの点	オ 同110度24分 2,244メートルの点
オ 同50度00分 2,535メートルの点	
なし	なし
富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通	富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町
	富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇

定第44号 (大垣)	定第45号 (足洗岸)
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県富山市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 200号から第 203号の見透線を基準として	ア 測量標第 203号から第60—2号の見透線を基準として
イ 86度26分 1,582メートルの点	イ 68度39分 1,810メートルの点
ウ 同61度10分 924メートルの点	ウ 同46度56分 1,072メートルの点
エ 同56度31分 1,021メートルの点	エ 同40度59分 1,199メートルの点
イ 同75度45分 1,725メートルの点	エ 同57度40分 1,993メートルの点
なし	なし
富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町	富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町
富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇	富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇

定第46号(大門「春」)	定第47号(大門「秋」)
いわし定置漁業	ぶり定置漁業
2月21日から8月19日まで	9月1日から翌年2月20日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域
ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として	ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として
イ 91度17分	イ 94度13分
ウ 同90度32分	ウ 同94度00分
エ 同87度08分	エ 同77度56分
	オ 同69度52分
	オ 同81度09分
なし	漁業調整のため1月20日以降沖垣網を敷設してはならない。
富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町	富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、宮尾及び布目緑町
富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇	富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇

<p>定第48号 (甲部台沖)</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県射水市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として</p> <p>イ 69度32分 3,616メートルの点</p> <p>ウ 同60度06分 2,753メートルの点</p> <p>エ 同56度10分 2,849メートルの点</p> <p>同62度49分 3,736メートルの点</p> <p>なし</p>	<p>定第49号 (仲小路)</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>富山県射水市地先</p> <p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として</p> <p>イ 54度10分 3,355メートルの点</p> <p>ウ 同42度19分 2,852メートルの点</p> <p>エ 同40度45分 2,964メートルの点</p> <p>同50度25分 3,582メートルの点</p> <p>なし</p>
<p>富山県射水市海老江練合、海老江七軒、海老江浜開、越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺</p> <p>富山県高岡市姫野</p>	<p>富山県射水市海老江練合、海老江七軒、海老江、海老江浜開、越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺</p> <p>富山県高岡市姫野</p>

定第50号 (伊喜礼三番)	定第51号 (伊喜礼二番)
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 214号から第60－2号の見透線を基準として 287度30分	ア 測量標第 214号から第60－2号の見透線を基準として 293度10分
イ 同 303度41分	イ 同 312度41分
ウ 同 296度57分	ウ 同 307度29分
エ 同 279度31分	エ 同 297度45分
	オ 同 294度48分
	カ 同 281度21分
なし	なし
富山県射水市越の瀧町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日菅根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市堀岡、堀岡古明神、堀岡新明神、堀岡明神新、射水町一丁目及び射水町二丁目

定第52号 (酒樽)	定第53号 (東三番)
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	12月30日から翌年8月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 214号から第60—2号の見透線を基準として 297度45分	ア 測量標第 214号から第 219—2号の見透線を基準として 114度56分
イ 同 344度11分	イ 同 107度28分
ウ 同 343度59分	ウ 同 97度06分
エ 同 281度46分	エ 同 105度50分
なし	なし
富山県射水市堀岡、堀岡古明神、堀岡新明神及びひ堀岡明神新	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日萱根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野

定第54号(大神楽)	定第55号(黒山)
ぶり定置漁業	いわし定置漁業
9月1日から翌年2月20日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結ぶ9直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 214号から第 219号の見透線を基準として	ア 測量標第 223号から第 219号の見透線を基準として
イ 同 113度17分	イ 同 276度50分
ウ 同 112度23分	ウ 同 281度36分
エ 同 105度50分	エ 同 273度42分
オ 同 97度06分	オ 同 269度23分
カ 同 106度11分	カ 同 274度20分
キ 同 102度32分	
ク 同 73度20分	
ケ 同 87度40分	
ケ 同 99度40分	
(1) 漁業調整のため2月8日以降第1沖垣網並びに第2沖垣網を敷設してはならない。	なし
(2) 第2沖垣網は、235メートルを超えてはならない。	
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曾根、緑町、西新湊及び善光寺富山県高岡市姫野

定第56号(三俵目)	定第57号(大中瀬)
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 223号から第 219-2号の見透線を基準として	ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として
イ 同 278度04分	イ 同 292度33分19秒
ウ 同 266度13分	ウ 同 288度45分38秒
エ 同 261度24分	エ 同 281度25分
なし	オ 同 281度36分
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日菅根、緑町、西新湊及び善光寺	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日菅根、緑町、西新湊及び善光寺
富山県高岡市姫野	富山県高岡市姫野

<p>定第58号 (中瀬四番)</p>	<p>定第59号 (中瀬五番)</p>
<p>いわし定置漁業</p>	<p>いわし定置漁業</p>
<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>
<p>富山県射水市地先</p>	<p>富山県射水市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度05分 2,515 メートルの点 イ 同 281度31分54秒 1,854.986 メートルの点 ウ 同 276度30分59秒 1,862.331 メートルの点 エ 同 273度57分 2,475 メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度10分 3,067 メートルの点 イ 同 281度35分 2,512 メートルの点 ウ 同 276度16分 2,483 メートルの点 エ 同 274度44分50秒 2,994.315 メートルの点</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日菅根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野</p>	<p>富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日菅根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野</p>

定第60号 (瀬中)	定第61号 (刈又)
いわし定置漁業	いわし定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ って囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によっ て囲まれた区域
ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として	ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として
イ 同 261度40分 3,008 メートルの点	イ 同 293度30分 2,556 メートルの点
ウ 同 259度42分36秒 2,206.145メートルの点	ウ 同 297度07分08秒 1,745.117メートルの点
エ 同 256度21分20秒 2,270.226メートルの点	エ 同 287度05分42秒 1,735.983メートルの点
オ 同 254度24分 3,019 メートルの点	オ 同 286度20分 2,545 メートルの点
オ 同 255度01分 3,078 メートルの点	
なし	なし
富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、庄川本町、港町、庄西 町一丁目、庄西町二丁目、三日萱根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野	富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 町一丁目、庄西町二丁目、三日萱根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野及び伏木国分

<p>定第62号 (鈴島)</p>	<p>定第63号 (鎌岩)</p>
<p>ぶり定置漁業</p>	<p>いわし定置漁業</p>
<p>8月25日から翌年3月10日まで</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>
<p>富山県高岡市地先</p>	<p>富山県高岡市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ って囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として</p> <p>279度40分 3, 763 メートルの点</p> <p>イ 同 286度36分 2, 202 メートルの点</p> <p>ウ 同 286度45分20秒 2, 022. 356メートルの点</p> <p>エ 同 261度22分13秒 2, 546. 645メートルの点</p> <p>オ 同 263度06分 3, 323 メートルの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によっ て囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 291号から第 236号の見透線を基準として</p> <p>72度08分48秒 1, 745. 453メートルの点</p> <p>イ 同81度56分09秒 1, 516. 117メートルの点</p> <p>ウ 同59度52分50秒 1, 057. 839メートルの点</p> <p>エ 同55度14分52秒 1, 235. 406メートルの点</p>
<p>漁業調整のため1月16日以降沖垣網を敷設してはならない。</p>	<p>なし</p>
<p>富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 町一丁目、庄西町二丁目、三日菅根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野及び伏木国分</p>	<p>富山県高岡市太田</p>

<p>定第65号 (前網本岸二番)</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>12月15日から翌年7月31日まで</p> <p>富山県高岡市地先</p>	<p>定第64号 (前網二番)</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>12月15日から翌年7月31日まで</p> <p>富山県高岡市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 99度50分 3, 923メーターの点</p> <p>イ 同89度26分 3, 025メーターの点</p> <p>ウ 同87度36分 3, 103メーターの点</p> <p>エ 同85度35分 2, 990メーターの点</p> <p>オ 同82度47分 3, 170メーターの点</p> <p>カ 同93度28分 4, 173メーターの点</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 93度55分 2, 857メーターの点</p> <p>イ 同74度20分 2, 218メーターの点</p> <p>ウ 同71度44分 2, 467メーターの点</p> <p>エ 同87度36分 3, 103メーターの点</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県高岡市太田</p>	<p>富山県高岡市太田</p>

定第66号(青塚二番)	定第67号(青塚三番)
かつお定置漁業	ぶり定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第184-3号から第187号の見透線を基準として 305度09分	ア 測量標第184-3号から第187号の見透線を基準として 293度26分
イ 同 315度54分	イ 同 301度29分
ウ 同 296度25分	ウ 同 284度23分
エ 同 292度08分	エ 同 283度39分
なし	なし
富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及びび間島	富山県高岡市太田

<p>定第68号 (中浜六番)</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>12月20日から翌年6月15日まで</p> <p>富山県氷見市地先</p>	<p>定第69号 (中浜七番)</p> <p>いわし定置漁業</p> <p>12月20日から翌年6月15日まで</p> <p>富山県氷見市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として</p> <p>イ 同 294度23分</p> <p>ウ 同 284度27分</p> <p>エ 同 286度50分</p> <p>ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として</p> <p>イ 同 284度50分</p> <p>ウ 同 273度59分</p> <p>エ 同 280度50分</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として</p> <p>イ 同 294度23分</p> <p>ウ 同 284度27分</p> <p>エ 同 286度50分</p> <p>ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として</p> <p>イ 同 284度50分</p> <p>ウ 同 273度59分</p> <p>エ 同 280度50分</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>
<p>富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島</p>	<p>富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島</p>

定第70号（茂淵一番）	定第71号（茂淵二番）
かつお定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県米見市地先	富山県米見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 177－2号から第 181－2号の見透線を基準として 277度41分	ア 測量標第 177－2号から第 181－2号の見透線を基準として 276度34分
イ 同 275度41分	イ 同 274度19分
ウ 同 245度27分	ウ 同 262度30分
エ 同 262度30分	エ 同 261度01分
	オ 同 257度15分
	カ 同 264度01分
なし	なし
富山県米見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及びび間島	富山県米見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及びび間島

<p>定第72号 (茂淵三番)</p>	<p>定第73号 (樽水)</p>
<p>ぶり、まぐろ走置漁業</p>	<p>ぶり、さば定置漁業</p>
<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>
<p>富山県米見市地先</p>	<p>富山県米見市地先</p>
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準とし て 278度57分</p> <p>イ 同 275度11分</p> <p>ウ 同 264度01分</p> <p>エ 同 268度03分</p> <p>オ 同 274度03分</p> <p>カ 同 276度10分</p>	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ って囲まれた区域</p> <p>ア 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準とし て 263度09分</p> <p>イ 同 267度37分</p> <p>ウ 同 227度56分</p> <p>エ 同 240度12分</p> <p>オ 同 259度53分</p>
<p>漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のオ及び キを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。</p> <p>オ 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準とし て 274度03分</p> <p>キ 同 278度26分</p>	<p>漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及び キを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。</p> <p>カ 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準とし て 263度53分</p> <p>キ 同 246度30分</p>
<p>富山県米見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地藏町、 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 央町、北大町及び間島</p>	<p>富山県米見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、 中田、中波、脇及び姿</p>

定第74号(前網岸)	定第75号(前網)
ぶり、まぐろ定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域
ア 測量標第250号から第249-2号の見透線を基準として	ア 測量標第250号から第249-2号の見透線を基準として
イ 同 285度49分	イ 同 275度38分
ウ 同 299度56分	ウ 同 279度01分
エ 同 267度01分	エ 同 254度34分
	オ 同 251度26分
	オ 同 269度35分
なし	漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及びキを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。
	カ 測量標第250号から第249-2号の見透線を基準として
	キ 同 276度52分
	キ 同 256度11分
富山県氷見市阿尾、藪田、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿	富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿

定第76号(馬場)	定第77号(島岸)
あじ、さば定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県氷見市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 315度56分20秒 1,123.626メートルの点	ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 240度32分43秒 1,088.000メートルの点
イ 同 337度52分20秒 924.815メートルの点	イ 同 214度15分55秒 781.913メートルの点
ウ 同 329度10分46秒 646.275メートルの点	ウ 同 201度17分25秒 1,265.176メートルの点
エ 同 296度06分56秒 753.369メートルの点	エ 同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点
オ 同 314度00分54秒 1,066.327メートルの点	
なし	なし
富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境	富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿

定第78号(島)	定第79号(脇沖)
ぶり、まぐろ定置漁業	ぶり、さば定置漁業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県米見市地先	富山県米見市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ って囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域
ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として	ア 測量標第 260-2号から第 258号の見透線を基準として
イ 265度15分27秒 2,573.056メートルの点	イ 284度38分 1,585メートルの点
ウ 同 240度32分43秒 1,088.000メートルの点	ウ 同 321度12分 662メートルの点
エ 同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点	エ 同 278度30分 390メートルの点
オ 同 231度19分16秒 2,181.244メートルの点	オ 同 261度56分 904メートルの点
	オ 同 260度49分03秒 2,607.672メートルの点
漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及び キを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。	カ 同 274度43分 1,493メートルの点
カ 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として	なし
キ 257度55分42秒 1,803.534メートルの点	
キ 同 239度16分11秒 2,224.981メートルの点	
富山県米見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、 中田、中波、脇及び姿	富山県米見市中田、中波、脇及び姿

5 免許予定日

平成30年9月1日

6 漁業権の存続期間

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

7 免許の申請期間

平成30年5月1日から平成30年5月31日まで

第2 区画漁業

1	公 示 番 号	区第1号
2 免 許 の 内 容	(1) 漁業種類	第1種 区画漁業
	(2) 漁業の名称	かき垂下式養殖業
	(3) 漁業の時期	1月1日から12月31日まで
	(4) 漁場の位置	富山県下新川郡入善町地先
	(5) 漁場の区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 175-3号から第77号-2号の見透線を基準として 339度03分 2,111メートルの点 イ 同 345度51分 2,090メートルの点 ウ 同 345度25分 1,590メートルの点 エ 同 336度32分 1,617メートルの点
3	制限又は条件	なし
4	地元地区	富山県下新川郡入善町飯野

区第2号	区第3号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結ぶ8直線によって囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域
ア 測量標第22-2号から第146号の見透線を基準として	ア 測量標第148号から第147号の見透線を基準として
イ 同 137度37分	イ 同 284度30分
ウ 同 150度07分	ウ 同 291度18分
エ 同 83度49分	エ 同 266度16分
オ 同 6度28分	オ 同 266度16分
カ 同 10度29分	カ 同 266度16分
キ 同 17度35分	キ 同 266度16分
ク 同 23度32分	ク 同 266度16分
ク 同 79度15分	ク 同 266度16分
なし	なし
富山県黒部市石田（二級河川黒瀬川以東を除く。）	富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、弘田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）
富山県魚津市経田西町、東町、岡経田、弘田及び北中	

区第4号	区第5号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先	富山県魚津市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 149-2号から第 150-2号の見透線を基準として 74度14分	ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 142度20分
イ 同57度49分	イ 同 152度17分
ウ 同41度24分	ウ 同 152度18分
エ 同57度26分	エ 同 140度15分
なし	なし
富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田西町、 仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）	富山県魚津市（経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西 町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。）

区第6号	区第7号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	かき垂下式養殖業
10月15日から翌年4月10日まで	1月1日から12月31日まで
富山県魚津市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第272号から第157号の見透線を基準として 21度11分	ア 測量標第64-3号から第14-2号の見透線を基準として 96メートルの点
イ 同 2度43分	イ 同 332度07分
ウ 同 5度57分	ウ 同 8度45分
エ 同19度51分	エ 同 40度43分
なし	なし
富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)	富山県射水市海老江

区第8号	区第9号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	魚類小割り式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第214号の見透線を基準として 29度32分 384メートルの点 イ 同 58度39分 264メートルの点 ウ 同 15度37分 105メートルの点 エ 同 358度33分 298メートルの点	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第214号から第262号の見透線を基準として 7度22分 877メートルの点 イ 同 5度59分 678メートルの点 ウ 同 350度06分 726メートルの点 エ 同 354度47分 915メートルの点
なし	なし
富山県射水市堀岡	富山県射水市八幡町一丁目

区第10号	区第11号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
魚類小割り式養殖業	かき垂下式養殖業
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 76度24分	ア 測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 67度24分
イ 同87度01分	イ 同 76度24分
ウ 同79度45分	ウ 同 65度55分
エ 同65度55分	エ 同 55度42分
なし	なし
富山県射水市八幡町一丁目	富山県射水市八幡町一丁目

区第12号	区第13号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
こんぶ養殖業	かき垂下式養殖業
9月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県射水市地先	富山県射水市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第262号から第223号の見透線を基準として 55度42分	ア 測量標第224号から第223号の見透線を基準として 276度43分
イ 同79度45分	イ 同334度41分
ウ 同76度48分	ウ 同354度22分
エ 同51度47分	エ 同288度42分
なし	なし
富山県射水市八幡町一丁目	富山県射水市八幡町一丁目

区第14号	区第15号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
こんぶ養殖業	かき垂下式養殖業
9月1日から翌年6月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県高岡市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 323度15分	ア 測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 295度25分
イ 同 330度04分	イ 同 323度59分
ウ 同 333度57分	ウ 同 352度28分
エ 同 327度16分	エ 同 323度32分
なし	なし
富山県高岡市伏木国分二丁目	富山県高岡市伏木国分二丁目

区第16号	区第17号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	魚類小割り式養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県高岡市地先	富山県氷見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として	ア 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準とし
260度01分	て 324度43分
イ 同 253度33分	イ 同 325度53分
ウ 同 235度08分	ウ 同 323度12分
エ 同 245度14分	エ 同 320度42分
なし	なし
富山県高岡市太田及び渋谷	富山県氷見市藪田

区第18号	区第19号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	魚類小割り式養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	1月1日から12月31日まで
富山県水見市地先	富山県水見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によつて 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によつて 囲まれた区域
ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 344度53分	ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 312度51分
イ 同 354度54分	イ 同 317度26分
ウ 同 350度18分	ウ 同 305度15分
エ 同 334度56分	エ 同 301度57分
なし	なし
富山県水見市宇波、脇方、小境及び大境	富山県水見市宇波、脇方、小境及び大境

区第20号	区第21号
第1種 区画漁業	第1種 区画漁業
わかめ養殖業	わかめ養殖業
10月1日から翌年4月30日まで	10月1日から翌年4月30日まで
富山県水見市地先	富山県水見市地先
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域
ア 測量標第 258号から第 260-2号の見透線を基準として 115度12分	ア 測量標第 260-2号から第 258号の見透線を基準として 299度28分
イ 同 143度34分	イ 同 316度38分
ウ 同 81度18分	ウ 同 262度36分
エ 同 81度18分	エ 同 262度00分
なし	なし
富山県水見市姿、中田、中波及び脇	富山県水見市姿、中田、中波及び脇

5 免許予定日

平成30年 9 月 1 日

6 漁業権の存続期間

平成30年 9 月 1 日から平成35年 8 月31日まで

7 免許の申請期間

平成30年 6 月 1 日から平成30年 6 月29日まで

附 記

この告示による定置漁業及び区画漁業の漁場図は、次の場所に備え付け、閲覧に供する。

漁場図閲覧場所	所在地
富山県農林水産部水産漁港課	富山市
富山海区漁業調整委員会	富山市